

入札心得（建設工事）

第1条 入札に参加する者は、入札について不正な協議をしてはならない。

談合情報が寄せられた場合には、入札直前の「くじ」により、この通知書を受けた方のうち3割を限度として、指名を取り消す場合があります。

第2条 入札書・内訳書は所定の用紙を使用し、件名、箇所、入札金額等を記入し記名押印のうえ提出すること。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書・内訳書提出前に委任状を提出すること。

第4条 入札保証金は、小郡市契約規則第9条第2項をもって免除する。

第5条 前払金（中間前払金）は、工事請負金額500万円以上の場合 有
ただし、前払金保証書を添付して請求。

第6条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお入札書には、工事費内訳書の工事価格と同額を記載すること。

第7条 入札の無効については、小郡市契約規則第11条に該当する入札をした者。

第8条 契約金額（消費税及び地方消費税込みの金額 以下同じ）が300万円以上の契約を締結する為には契約金額の10%以上の契約保証が必要となります。
請負者の方は、契約書とともに次の(1)から(6)のいずれかの提出が必要となります。

- (1) 契約保証金（現金）
- (2) 有価証券（自己あて小切手・国債等）
- (3) 銀行等の保証
- (4) 前払保証事業会社の保証
- (5) 履行保証保険（損害保険会社・定額填補方式）
- (6) 公共工事履行保証証券（損害保険会社）

第9条 当該案件は予定価格1億5千万円以上の工事のため、議会の議決に付すべき契約である。落札決定後、7日以内に仮契約を締結し、議会の議決を得たとき本契約とする。

第10条 入札参加者は、いつでも入札を辞退することができる。ただし、文書で届け出ること。

第11条 入札時に内訳書を提出すること。

第12条 この入札心得に規定しない事項は、小郡市契約規則並びに契約約款による。